

呉市一般競争入札（事前審査方式） 公告共通事項

【建設工事】

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格に係るすべての要件は、特別の定めがある場合を除き、落札決定の日において満たしていなければならない。
- (2) 入札に参加する者は、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
 - イ 対象工事の業種について、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けており、かつ有効な経営規模等評価結果通知書の総合評定値を有していること。
 - ウ 対象工事の業種について、公告日において呉市建設工事執行規則（平成9年呉市規則第9号）第5条本文の資格の認定（以下「資格認定」という。）を受けていること。
 - エ ウの資格認定に係る格付けの等級が、当該入札の公告に定めるものであること。
 - オ 対象工事に必要な監理技術者又は主任技術者等の資格を有する者を工事現場に配置できること。
 - カ 所属建設業者と直接的な雇用関係を有する現場代理人を工事現場に配置できること。
 - キ 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
 - ク 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づいて更生手続又は再生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始後又は再生計画の認可決定後、呉市建設工事入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
 - ケ 対象工事の公告日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分（本件入札に参加し、又は本件工事の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていないこと。
 - コ 対象工事に係る設計業務の受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有していないこと及びその出資の総額の100分の50を超える出資をしていないこと。
 - サ 代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。
 - シ 法人及びその代表者（委任関係のあるときはその受任者）に市町村税の滞納がないこと。

2 入札参加資格等における施工実績等の取扱い

- (1) 公共工事の施工実績（配置予定技術者における施工経験を含む。）を入札参加資格要件とする場合において、「公共工事」とは、次に掲げる者が発注した工事をいう。
 - ア 国及び地方公共団体
 - イ 当該工事の公告日において効力を有していた法人税法別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）
 - ウ 当該工事の公告日において効力を有していた建設業法施行規則第18条に掲げる法人
 - エ その他ア、イ又はウに準ずる者
- (2) (1) について、公告に特に定めのある場合を除き、元請以外の施工実績は認めないものとする。

3 入札方法等

- (1) 入札参加者は、電子入札システムを利用して入札書及び工事費内訳書を提出する。ただし、呉市電子入札実施要領（平成23年4月1日実施。以下「要領」という。）で定める手続を経て書面参加を行うこととした者は、入札書及び工事費内訳書を入札期間内に所定の手続を経て、契約課へ提出する。
- (2) 電報又は郵送による入札は、認めない。
- (3) 提出された入札書又は工事費内訳書の書換え、引替え又は撤回は認めない。
- (4) 次に掲げる場合は、その者の入札を無効とする。
 - ア 呉市入札心得に該当する入札をしたとき。

- イ 公告に定める入札に参加する者に必要な資格のない者が入札を行ったとき。
 - ウ 入札者が2以上の入札をしたとき。
 - エ 入札に際して不正の行為があったとき。
 - オ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
 - カ 工事費内訳書の提出がないとき。
 - キ 工事費内訳書記載金額と入札金額が異なる入札をしたとき。
- (5) 最低制限価格以上かつ予定価格以下の価格で入札を行った者のうちの最低価格入札者を落札者として決定する。ただし、最低価格入札者が二者以上あるときは、要領に基づき電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

4 入札保証金

呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第9条の定めるところによる。

5 入札参加申請書等の提出

入札参加申請者は、公告に定める期限までに、当該公告中に記載された必要書類を市長に提出しなければならない。

6 入札参加資格確認結果の通知

市長は、入札の参加者として資格を確認した者に対して、その旨を電子入札システムにより通知し、当該資格を確認できなかった者に対しても同様に通知する。

7 工事費内訳書の提出

- (1) 入札参加者は、入札の際に工事費内訳書を提出しなければならない。
- (2) 工事費内訳書については、指定された様式の項目についてのみの記載を求める。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからカまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その入札は無効とする。
 - ア 記名押印がない場合（電子入札システムを使用して提出された工事費内訳書の押印は除く。）
 - イ 工事名に誤り等があり、意思不明瞭な場合
 - ウ 工事費内訳書の指定の項目に記載がない場合
 - エ 呉市契約課ホームページに掲載された所定の工事費内訳書を使用していない場合（同等の項目が漏れなく記載されていれば同一とみなす。）
 - オ 入札価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
 - カ 電子入札システムを使用して工事費内訳書を提出する場合において、ファイルの破損によりその内容が確認し難い場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 提出された工事費内訳書は、公正取引委員会及び警察に提出する場合がある。

8 配置予定技術者の取扱い

- (1) 「呉市発注工事における主任技術者等の適正配置について」に掲げる基準のとおりとする。
- (2) 配置予定監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者でなければならない。
- (3) 配置予定技術者は、入札参加申請日の前日において入札参加申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。恒常的な雇用関係とは、入札参加申請日の前日において引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。ただし、専任配置が要件とされていない工事にあつては、恒常的な雇用関係を要しない。
- (4) 配置予定技術者は、契約日時時点で配置できる者を記載するものとする。なお、入札参加申請書を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）を記載することができる。
- (5) 入札参加申請書の提出期限の翌日以降は、原則として配置予定技術者の変更・差換え等を認めない。また、配置予定技術者の配置ができなくなった場合は、入札参加申請を取り下げ、又は入札を辞退しなければならない。ただし、複数の配置予定技術者を記載した場合で、記載した他の技術者を配置可能である場合を除く。

- (6) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した者については、後日指名停止措置を行うことがある。
- (7) 開札後、落札者において配置予定技術者の配置ができないことが確認された場合は、当該落札を取り消すものとする。
- (8) 配置監理技術者の途中交代については、監理技術者制度運用マニュアルに準ずるものとする。

9 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書等の閲覧

入札に参加を希望する者は、公告に定める期間において、呉市契約課ホームページに掲載された設計図書等を閲覧すること。

(2) 設計図書等の貸与

(1) にかかわらず、CD-R等で設計図書を貸与する旨公告に記載のある工事や、ネットワークの不具合等で電子閲覧を行えない場合は、公告に定める期間において、呉市契約課で貸与する。貸与を希望する者は、事前にFAXにて契約課へ「設計図書等CD-R貸与申請書（兼）誓約書」を送信すること。また、送信後は電話により受信の確認を行うこと。

(3) 設計図書等の内容追加

質問及び回答の内容は、設計図書等の内容を追加するものとする。

(4) その他

呉市契約課ホームページに掲載している「設計図書等の電子閲覧について」及び「設計図書等の貸与手続きについて」を参照のこと。

10 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

11 契約保証金

呉市契約規則（昭和39年呉市規則第50号）第36条の定めるところによる。

12 その他

- (1) この工事の入札に際しては、呉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、呉市契約規則、呉市建設工事執行規則、呉市一般競争入札（事前審査方式）事務処理要綱等に従わなければならない。
- (2) 書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 入札公告後、契約締結（議会の議決を必要とする工事にあつては、議決により本契約となった時）までの間に、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事予定現場の状態が変動するなど、やむを得ない事由が生じたと発注者が判断したときは、入札を中止若しくは延期する場合又は契約を締結しない場合がある。その場合、入札参加者又は落札者が契約又は工事の準備のために要した費用、損害等については、入札参加者又は落札者の負担とする。
- (5) 契約締結日の1年7か月前以降の日を審査基準日とする経営事項審査を受けていなければならない。この確認は、経営事項審査の総合評定値通知書の写しを提出させることにより行う。なお、経営事項審査の受審が確認できない場合は、契約を締結せず、指名停止措置の対象とする。
- (6) 入札参加者は、1(2)の要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長へ申し出ること。

お問い合わせ先 呉市財務部契約課工事契約グループ
〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号
電話：0823-25-3376 FAX：0823-32-6978